

支援策

その他、町の新型コロナ対策は

邑楽町 コロナ対策

検索

町HPで確認を



町では、新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）の影響を受けている企業の皆さまに向けた、企業支援策を実施しています。ご利用ください。 問合先 役場商工振興課 ☎ 47-5026

1

国の持続化給付金の対象とならない企業のかたへ

邑楽町中小企業者等応援給付金

国の持続化給付金の対象とならない中小企業者の皆さまを応援する邑楽町独自の給付金です。町以外の地方自治体から同種の補助金を受給しておらず、売上高等が減少していることが要件です。

給付額 1事業者に **10** (一律) 万円

申請期間 ▶ 8月3日(月)～令和3年1月29日(金)

※申請期間を過ぎた場合は受付できません。

申請方法 ▶ 役場商工振興課窓口または郵送で申請

対象 ▶ 【法人】 次の①・②全てに該当すること

①町に主たる店舗または事業所、工場などがあり、中小企業基本法に規定する法人

②町に法人町民税の申告納付をしている

【個人】 次の③・④または⑤・⑥に該当すること

③令和2年1月1日時点で町に住民票がある

④町に令和2年度課税分の営業収入の申告をしていて、納税をしている（非課税含む）

⑤町外に住んでいて、町内に店舗または事務所、工場などを所有もしくは賃借している

⑥事業を営んでいて住民税に係る営業収入の申告をしている

※法人、個人どちらも開業して1年未満で申告ができない場合でも給付の対象になる場合があります。

その他、給付要件や対象外業種あり。

2

雇用維持や事業継続に悩みの事業者のかたへ

新型コロナ対策よろず経営相談事業

新型コロナの影響で雇用維持や事業継続に影響を受けている中小企業・小規模事業者などの経営相談窓口を開設します。経営課題解決や支援策活用などの支援をします。相談対応は中小企業診断士や行政書士が行います。

※正午～午後1時は除く。

開設期間 ▶ 12月24日(休)まで（要予約）

※終了日は延長、短縮する場合あり。

対象 ▶ 町内の中小企業と小規模事業者など

会場 ▶ 役場商工振興課

内容 ▶ 国の各種施策の説明、経営課題相談、融資関係の相談、経営全般に関する相談

※相談員が1人のため、待ち時間が発生する場合があります。

その他 ▶ 電話による相談も受け付けています

開設日 ▶ 毎週月曜日と木曜日（祝日除く）

開設時間 ▶ 午前9時～午後5時

3

町内で営業する飲食店や理美容店のかたへ

手指消毒液配布事業

新型コロナ感染拡大防止の取り組みを推進するため、町内の飲食店と理美容店を対象に手指消毒液を配布しています。まだ配布されていない事業所のかたはご連絡ください。

対象 ▶ 町内の飲食店または理美容店

配布回数 ▶ 1店舗あたり1回

※これまでに配布されていない事業者が対象。

受取場所 ▶ 役場商工振興課窓口